

住民税(特別区民税・都民税)の申告は3月16日(月)までに

特別区民税・都民税は、税務署や区役所に提出された申告書等に基づいて課税されます。申告書は2月上旬に郵送しますので、該当欄に記入のうえ提出してください。申告書の提出は郵送でも受け付けます。同封の返信用封筒をご利用ください。

問合せ 税務課課税係
TEL (5246) 1103~5

確定申告書の「住民税の徴収方法の選択」欄の記入をお願いします

住民税を給与から差し引かれていて、勤務先からの給与以外に所得がある方は、確定申告書第二表の「給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択」欄に必ずご記入ください。給与・公的年金等以外の所得に対する住民税を、合算して給与から差し引くことを希望する方は「給与から差し引き」に、給与から差し引く分とは別に個人で納付したい方は「自分で納付」に○をつけてください。

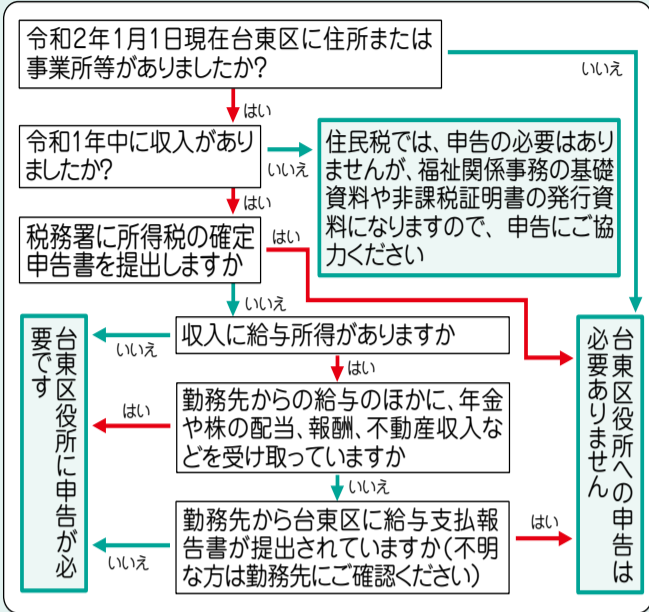
※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要(選付を受ける場合は要提出)ですが、住民税の申告は必要な場合があります。

※上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等や、上場株式等に係る譲渡損失などは、住民税の納税通知書送達後に確定申告しても、住民税上は申告不要とされ、税額の算定には考慮されません。

住民税(特別区民税・都民税)の課税証明書は前年の所得を証明します

住民税は、前年の所得に対して課税されますので、令和2年度の課税証明書は、令和1年(1~12月)中の所得を証明します。令和2年度の課税証明書の発行は、所得が給与所得のみで住民税が勤務先の給与から引かれる方は5月中旬、その他の方は6月中旬からです。

申告が必要な方



※前年税務署に確定申告をした、前年被扶養者、給与から住民税を差し引かれている、前年に台東区に転入した方などには原則として申告書は郵送されません。申告書が必要な方は区HPからダウンロードしてご利用ください。

申告書の受付

受付場所	区役所3階①~⑬番税務課課税係	区民事務所・同分室
受付期間	2月17日(月)~3月16日(月)	3月2日(月)~16日(月)
	土・日曜日・祝日は除く	
受付時間	午前8時30分~午後5時(税務課は、水曜日のみ午後7時まで受付)	

※区役所1階での臨時窓口の開設はありません。

申告に必要な物

- ①マイナンバーカードまたは通知カード(番号確認書類)と運転免許証等(身元確認書類)の提示または写しの添付 ②申告書 ③印鑑 ④令和1年中の収入等を証明する物(給与所得の方は源泉徴収票や給与証明書、事業所得や不動産所得などのある方は売上(収入)・仕入・経費などの明細が分かる物) ⑤諸控除の支払証明書(源泉徴収票に記入してある物を除く国民健康保険料や介護保険料・国民年金保険料などの社会保険料の領収書・証明書、介護医療や個人年金を含む生命保険料の支払証明書、地震保険料の支払証明書、寄付金の領収書) ⑥医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書(令和1年支払分まで領収書可)や保険で補てんされた金額が分かる物 ※災害など雑損控除のある方は、お問合せください。

所得税及び復興特別所得税の確定申告は2月17日(月)から受け付けます

—確定申告はお早めに—

所得税及び復興特別所得税の確定申告とは

毎年1月1日~12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金等との過不足を精算する手続です。

●下記に該当する方は、確定申告の必要はありません(住民税の申告が必要な場合があります) 対象 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方

●「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください 画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書等を作成できます。スマートフォンでも作成できます。作成した申告書をe-Taxで送信すれば手続き完了です。

▷ID・パスワード方式で送信 お近くの税務署でIDとパスワードを受け取るだけで、e-Taxを利用できます。

●郵送で提出する場合の送付先にご注意ください 作成済の申告書・申請書・届出書等を郵送により提出する場合は、下記へ送付してください。送付先 〒110-8655 台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎 税務署事務処理センター

軽減税率制度実施後の消費税申告書作成までのイメージ

- ①区分経理(記帳) 売上は交付した請求書等の控えを、仕入れは受領した請求書等を基に区分経理をします。
- ②年間取引の集計 元帳の科目ごと・税率ごとの取引合計額から、税率ごとに区分した課税売上及び課税仕入れを集計します。(国税庁HPをご利用ください)

③申告書作成 課税取引金額計算表などで集計した内容を基にして、課税売上げと課税仕入れを適用税率ごとに消費税申告書及び付表に転記して消費税額を計算します。

●上野合同庁舎2階に確定申告書作成会場を開設します 東京上野・浅草・小石川・本郷税務署の合同会場となりますので、浅草税務署内に申告書作成会場はありません。

期間	場所	開設時間
2月17日(月)~3月16日(月) ※土・日曜日・祝日を除く	上野合同庁舎2階(東京上野税務署) 台東区池之端1-2-22	(受付) 午前8時30分~午後4時(提出は5時まで) (相談) 午前9時15分~午後5時

※会場が混雑している場合、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく早めにお越しください。

●東京国税局で申告書作成の相談・受付を行います 日程2月24日(休)、3月1日(日) 午前9時15分開始(相談受付は午前8時30分~午後4時) 場所東京国税局1階(中央区築地5-3-1)

問合せ 詳しくは、国税庁HPをご覧ください。東京上野税務署 TEL (3821) 9001(代) 浅草税務署 TEL (3862) 7111(代)

国税庁HPをご利用ください!

確定申告書等作成コーナー 検索

東京マラソン 2020

●コース沿道での応援イベント 台東区では、浅草橋から雷門にかけてコースが設定されています。雷門前では、伝統的で国際観光都市らしいイベントを行い、大会を盛り上げます(荒天中止)。日時3月1日(日) 午前9時30分~11時40分(予定) 内容金龍の舞、浅草太鼓、区内小学生による応援演奏、江戸芸かっぱれ、たいとう音頭ほか

●「東京マラソンEXPO 2020」に台東区が出展 ランナーの参加受付やマラソン関連商品等の展示・販売、各種アトラクションを行う「東京マラソンEXPO 2020」が豊洲市場6街区屋外スペースにて開催されます。日時2月27日(木)・28日(金) 午前11時~午後9時

◆以降、上記記事の共通項目◆
問合せ 台東区観光課 TEL (5246) 1447

●交通規制にご協力を

大会当日、コースとコース周辺道路は、交通規制が行われます。交通規制や迂回(うかい)については、現場の警察官等の指示に従ってください。競技状況等で、規制時間を変更することがあります。

【台東区内の交通規制日時】3月1日(日)午前9時~午後2時 場所 上図のとおり

【車両利用】コースおよびコース直近の道路は、5時間程度車両の通行が禁止されます。コース方向への車両の利用はご遠慮ください。車両を利用する場合は、通行推奨ルート()、主な通行可能ルート()等をご利用ください。

【自転車・歩行者】コース横断が規制されます。歩行者は、歩道橋、地下鉄出入口等をご利用ください。

問合せ 交通規制お問い合わせ窓口 TEL (6631) 9646

台東区スポーツ振興課 TEL (5246) 5853

●違反屋外広告物を除去します 開催日前に、コース沿道での違反屋外広告物(貼り紙・貼り札、立看板等)の除去作業を予定しています。問合せ 台東区道路管理課 監察担当 TEL (5246) 1304

●「めぐりん」が迂回します 「東西めぐりん」はバス停29~33(雷門通り~浅草消防署)、「ぐるーりめぐりん」はバス停16-2・17・18(花川戸~雷門通り)には停車しません。また、交通規制による遅れが見込まれますので、ご理解をお願いします。迂回日時 3月1日(日)午前8時30分~午後0時30分頃 問合せ 東西めぐりんは日立自動車交通株 TEL (5682) 1122 ぐるーりめぐりんは京成バス株奥戸営業所 TEL (3691) 0935 台東区交通対策課 公共交通・駐車場担当 TEL (5246) 1361

●雷門地下駐車場への入庫ができなくなります 雷門地下駐車場の周辺道路が交通規制区域になるため、下記の時間帯は、入庫ができなくなります。ご注意ください。日時 3月1日(日) 午前7時~午後0時30分頃(出庫は午前7時~8時までの1時間のみ可)

問合せ 雷門地下駐車場 TEL (5827) 5660 台東区交通対策課 公共交通・駐車場担当 TEL (5246) 1361

●自転車を放置しないでください コース周辺地域に放置された自転車は、保管所に移送・撤去します。

放置場所	保管場所
浅草駅周辺	千束保管所(千束3-28-13)
蔵前駅周辺	今戸保管所(今戸2-26-11)
浅草橋駅周辺	

※保管期間は1か月、移送料は5,000円です。返還の受付日時 月曜日を除く午後2時30分~6時30分 問合せ 台東区交通対策課・自転車対策担当 TEL (5246) 1305